

議案第 1 2 1 号

所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

常勤の特別職の職員の期末手当について、現下の経済・雇用情勢、国や県の動向、一般職員との均衡などを総合的に勘案し、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。